

第5章

推進体制・進行管理

1 推進体制

生物多様性は、私たちの暮らしや経済と密接に関わっています。この暮らしや経済が持続可能であるためには、東京の自然や都民が利用する世界の自然に関わる、あらゆる主体による自主的かつ連携した取組が必要となります。そこで、地域戦略は、様々な関係者と連携するため、次の推進体制で進めていきます。

■ 学識経験者等の助言を踏まえた施策の推進・見直し

東京都自然環境保全審議会計画部会において、学識経験者などから総合的な視点で助言をいただきながら施策の推進や見直しを行っていきます。

■ (仮称) 生物多様性地域戦略庁内推進会議の設置

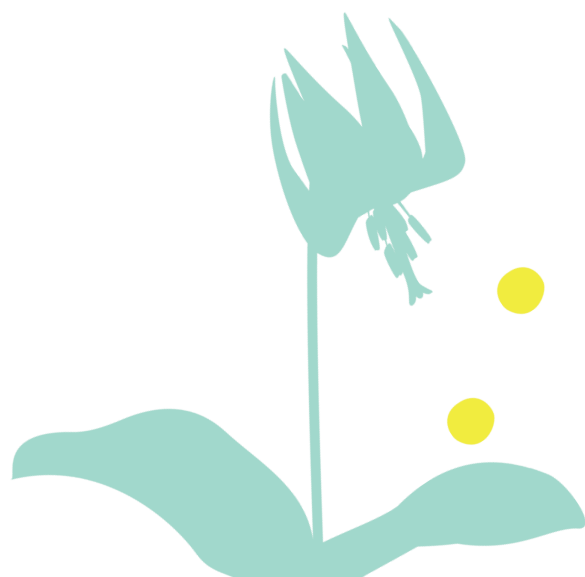
本戦略の改定のために設置した「生物多様性地域戦略改定庁内検討会」を基に、「(仮称) 生物多様性地域戦略庁内推進会議」を新たに設置し、関係各局と連携した生物多様性関連施策を推進していきます。

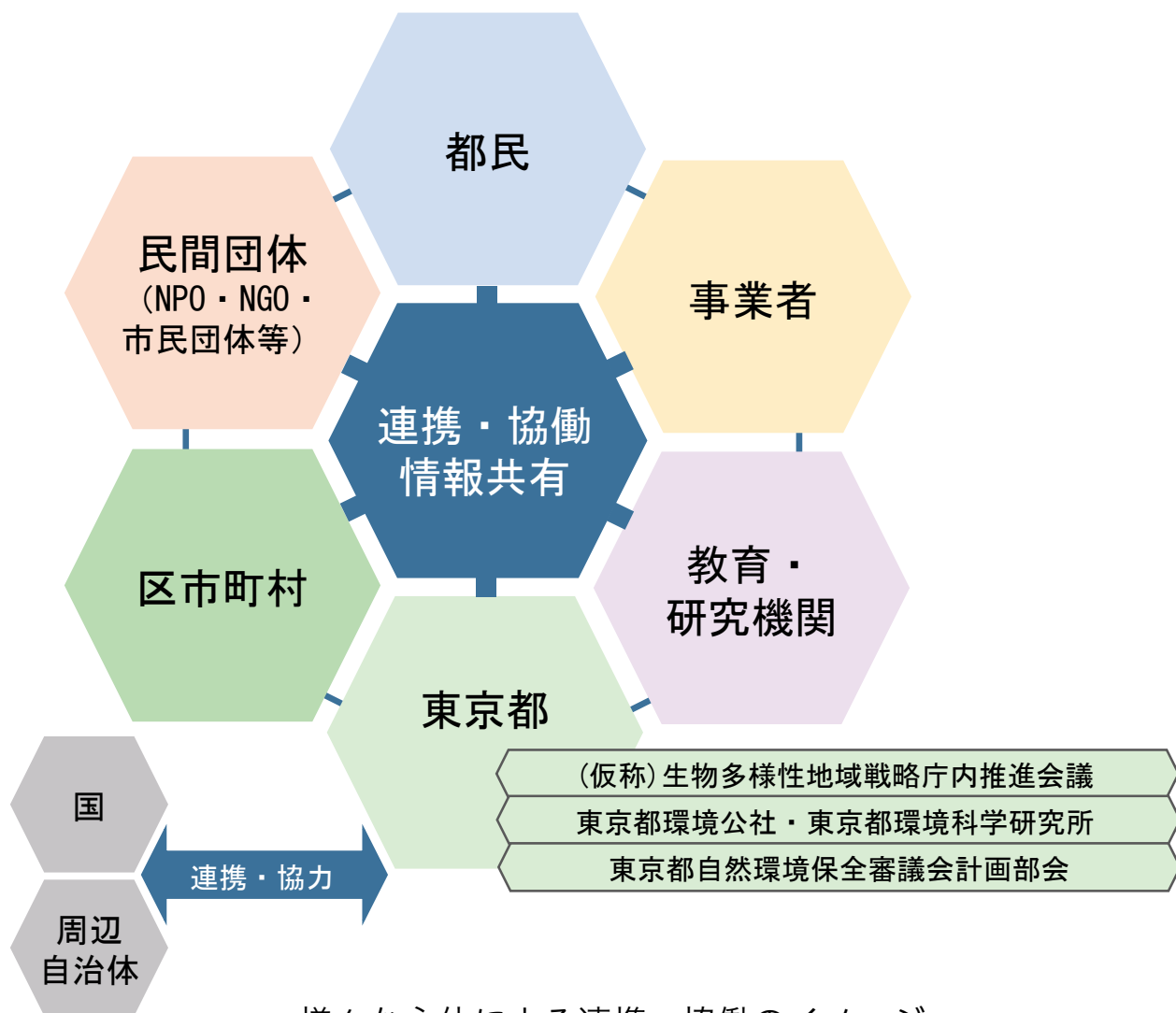
■ 区市町村における生物多様性所管部署との連携

都内区市町村と生物多様性の保全と持続可能な利用に関して情報交換を行うとともに、区市町村と連携した施策を推進していきます。

■ 多様な主体との連携などを支える体制の整備

都内における生物多様性関連の施設や団体とネットワークを構築し、事業者・NPO等と連携した取組を推進できるよう、様々な関係者間との連携・協力を促進し、自然環境情報、生物多様性保全に取り組む団体や人材情報など必要な情報の収集及び提供並びに助言を行う機能を持つ拠点の整備を検討し実現を目指します。





様々な主体による連携・協働のイメージ

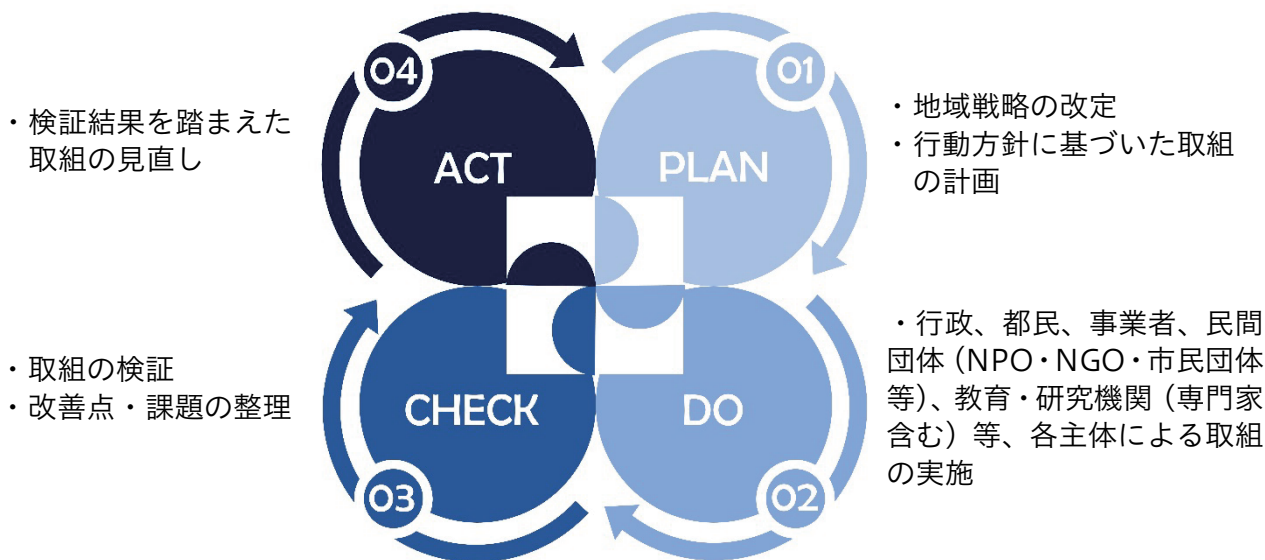


2 進行管理

本戦略の推進に当たっては、東京都自然環境保全審議会計画部会に、都が進める生物多様性に関する取組の実施状況について報告し、学識経験者等の意見を踏まえて取組の方向性について点検・評価を行うことで、地域戦略の進行管理を行います。

PDCAサイクルによる進行管理

本戦略の着実な進行管理と見直しを図るために、戦略の計画（PLAN）、取組の実行（DO）、検証（CHECK）及び見直し（ACT）のPDCAサイクルによる継続的な改善を行います。



東京都生物多様性地域戦略アクションプランの策定

本戦略に基づく都の取組を「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）として取りまとめ、毎年度、東京都環境局のホームページにて進捗状況の公表を行います。都の個別施策の着実な進行管理と見直しを図るため、アクションプランについては点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

地域戦略の見直し

本戦略は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標年次である2030年を機に、国際的な目標の再改定又は国家戦略の改定状況を踏まえた見直しを行います。ただし、社会情勢等の変化も想定されるため、必要に応じて見直しを行います。





資料編

1 SDGs の 17 ゴール・アイコン



1 貧困をなくそう
あらゆる場所であらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナースHIPで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 東京都レッドリストのカテゴリー区分

カテゴリー名称	表示	基本概念
絶滅	EX	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含めすでに絶滅したと考えられるもの
野生絶滅	EW	当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの
絶滅危惧Ⅰ類	CR+EN	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
絶滅危惧ⅠA類	CR	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類	EN	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	VU	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足	DD	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの
留意種	*	<p>現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、次の理由（選定理由①～⑥）のいずれかにより容易に個体数が減少することがあり得るため、その動向に留意する必要があるもの</p> <p><選定理由></p> <p>①生育、生息環境が減少もしくは悪化することで、個体数が減少するおそれがある。</p> <p>②生息地の限定もしくは分断による個体群の縮小あるいは孤立化により、個体数が減少するおそれがある。</p> <p>③人為的な環境配慮により個体群が維持されているが、人為的な環境配慮が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。</p> <p>④外来種の影響により、個体数が減少するおそれがある。</p> <p>⑤生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている種であり、これら特殊な環境が失われた場合、個体数が減少するおそれがある。</p> <p>⑥かつて悪化していた環境の回復にともない個体群規模が戻ったが、その状況は不安定であり、環境が変化すれば個体数が減少するおそれがある。</p>
ランク外	○	当該地域で生育、生息が確認されているが、上記カテゴリーに該当しないもの
データ無し	—	当該地域において生育、生息している（していた）可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの
非分布	・	生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。ただし、鳥類では、確認記録があっても当該地域が主たる生息域ではないと判断される場合は、非分布として扱った。

3 意見募集（パブリックコメント）

■意見募集期間

令和4（2022）年7月26日から同年8月26日まで

■実施方法

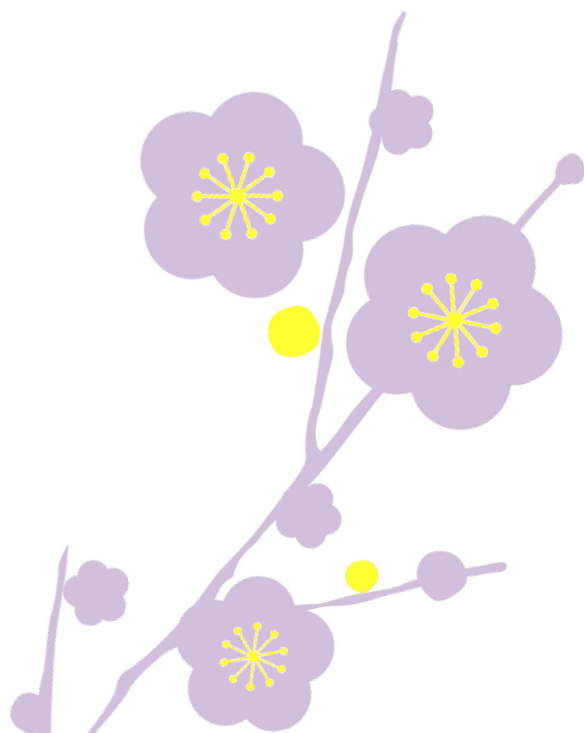
東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ）を東京都環境局ホームページに掲載

■実施結果

意見提出人数 25 名、意見総数 130 件

■意見概要と都の考え方

いただいた御意見に対する都の考え方については、下記ホームページにて公表しています。
東京都環境局ホームページ（<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/index.html>）



4 東京都生物多様性地域戦略改定の検討経緯

開催日	名称	内容
令和元(2019)年 12月17日	東京都自然環境保全審議会(本審)	諮問の趣旨 東京都生物多様性地域戦略改定の概要
令和元(2019)年 12月17日	第1回生物多様性地域戦略改定検討会	東京都生物多様性地域戦略改定の方向性の検討
令和2(2020)年 2月5日	第2回生物多様性地域戦略改定検討会	東京都生物多様性地域戦略改定の方向性の検討
令和2(2020)年 2月28日	第3回生物多様性地域戦略改定検討会	東京の自然の特徴について
新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、検討会の開催を中断		
令和2(2020)年 11月27日	第4回生物多様性地域戦略改定検討会	東京の生物多様性の現状と課題について 東京の将来像について
令和3(2021)年 2月28日	第5回生物多様性地域戦略改定検討会	東京の生物多様性の現状と課題について 東京の将来像について
令和3(2021)年 6月30日	第6回生物多様性地域戦略改定検討会	東京都生物多様性地域戦略改定ゼロドラフト(案)の検討
東京の将来像に関する意見募集の実施<令和3(2021)年8月5日から同年10月10日まで>		
令和3(2021)年 11月11日	第7回生物多様性地域戦略改定検討会	意見募集の結果概要 東京都生物多様性地域戦略の構成と記載内容
令和4(2022)年 2月17日	第8回生物多様性地域戦略改定検討会	東京都生物多様性地域戦略の改定について(素案)の検討
令和4(2022)年 3月28日	第9回生物多様性地域戦略改定検討会	東京都生物多様性地域戦略の目標の検討
令和4(2022)年 6月24日	第10回生物多様性地域戦略改定検討会	2030年目標について 東京都生物多様性地域戦略の改定について(中間のまとめ)(素案)の検討
令和4(2022)年 7月25日	東京都自然環境保全審議会(本審)	東京都生物多様性地域戦略の改定について(中間のまとめ)(案)の報告
東京都生物多様性地域戦略の改定について(中間のまとめ)に関する意見募集(パブリックコメント)の実施<令和4(2022)年7月26日から同年8月26日まで>		
令和4(2022)年 11月24日	第11回生物多様性地域戦略改定検討会	意見募集(パブリックコメント)の結果概要 東京都生物多様性地域戦略の改定について(答申素案)の検討
令和4(2022)年 12月26日	東京都自然環境保全審議会(本審)	東京都生物多様性地域戦略の改定について(答申)

5 東京都生物多様性地域戦略改定の検討体制及び委員名簿

(敬称略)

体制	選任区分	氏名	役職名等	備考
生物多様性地域戦略改定検討会	東京都自然環境保全審議会計画部会委員	荒井 歩	東京農業大学教授	
		尾中 信夫	都民委員	令和3年6月まで在任
		佐伯 いく代	筑波大学准教授	部会長(令和3年7月から部会長就任)
		鈴木 雅和	筑波大学名誉教授	部会長(令和3年6月まで在任)
		辻 誠治	都民委員	令和3年6月まで在任
		芳賀 勲	都民委員	令和3年7月から就任
	東京都自然環境保全審議会計画部会臨時委員	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学教授	
		下村 彰男	國學院大学教授	令和3年7月から就任
		須田 真一	東京大学総合研究博物館研究事業協力者	
	専門委員	石原 博	経団連自然保護協議会 企画部会長	令和元年12月から令和2年2月まで在任
		鶴田 由美子	(公財)日本自然保護協会(NACS-J) 参事	
		佐藤 初雄	NPO法人自然体験活動推進協議会 代表理事	
佐藤 留美		NPO法人Green Connection TOKYO 代表理事		
原口 真		(一社)企業と生物多様性イニシアティブ 顧問		
	吉田 一雄	経団連自然保護協議会 事務局長代行	令和2年10月から就任	

※役職名等は就任当時のもの。

6 用語解説

あ行

亜高山針葉樹林域

東京では、主に雲取山などの海拔 1,800m以上の亜高山帯に見られ、主にシラビソ、トウヒ、コメツガなどの針葉樹林が生育する地域（植生帯）。

アーバン・パーク・レンジャー

環境教育、野外レクリエーション、野生生物管理及び積極的な保護活動などを通じて、アメリカのニューヨーク市民やニューヨークを訪れたあらゆる人が、ニューヨークの自然を発見し探索できるよう支援する市公園局のレンジャーのこと。昭和 54（1979）年から 40 年以上の歴史がある。

一級水系・二級水系

一級水系は、国土保全上または国民経済上特に重要な水系であり、国土交通大臣が直接管理するもの。

二級水系は、一級水系以外の水系のうち、公共の利害に重要な関係がある水系で都道府県知事が管理するもの。

遺伝資源

植物・動物・微生物等あらゆる生物に由来する素材であって、現実の、又は潜在的な価値を有するもの。医薬品の開発や農作物の品種改良に用いられる。現に利用されているものだけでなく潜在的に用いられる可能性のあるものも含まれる。

ウォーター・フットプリント

ウォーター・フットプリントは、水利用に関する潜在的な環境影響を、原材料の栽培・生産、製造・加工、輸送・流通、消費、廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体で定量的に評価する手法のこと。

雨水浸透・雨水浸透ます

雨水浸透とは、雨水が地中にしみ込むこと。

雨水浸透ますは、雨どい等から流入してくる雨水を受ける地面に埋めたバケツのような形の「ます」で、側面及び底面にある孔から雨水を地中に浸透させる構造のもの。雨水浸透ますの設置により、地下水や湧水の水量回復だけでなく、大雨の際に下水道管や河川に流れ込む雨水の量を軽減し、浸水被害を減らすことができる。

雨水貯留

雨水を流出させずに貯留し、時間をかけて浸透させること。レインガーデンなどの雨水貯留施設の整備により、豪雨時に雨水が一気に下水道に流れ込むことを防ぐ。

栄養循環

生態系や地球規模での、窒素やリンなどの栄養塩類の物質循環のこと。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す観光のこと。エコツーリズム推進法においては、「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」を基本理念としている。

エコマーク

様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。

エコロジカル・ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークのこと。

エコロジカル・フットプリント（エコフット）

エコロジカル・フットプリントとは、「生態系を踏みつけている足跡」という意味で、人間の消費生活が環境に与える負荷を可視化し、数値化する一つの方法。人間の消費が、地球が生産できる自然資源量をどれくらい超過しているかを、数値で表すことができる。

江戸東京野菜

江戸東京野菜とは、種苗の大半が自家採種又は近隣の種苗商により確保されていた江戸から昭和中期（40年代前半）までのいわゆる在来種（ある地域で伝統的に栽培され、現代的な品種改良を行っていない作物）、又は在来の栽培方法等に由来する野菜のこと。

江戸のみどり登録緑地（江戸のみどり登録緑地制度）

地域の生物多様性を守り育て、社会に貢献する民間緑地を応援するために、在来種を積極的に植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる緑地を都が登録・公表する制度。

か行

かいがんだんきゅう 海岸 段丘

海岸近くに見られる階段状の平坦面。かつての海底が海面に対して相対的に、断続的に隆起したもので、浅い海底に堆積物がたまって平坦になったものと、海岸が波に侵食されて平らになったものがある。

がいせん 崖線

崖線は、多摩川などの河川や東京湾の海が長い間に台地を侵食してできた崖地の連なりである。崖線の緑は、自然の地形を残し、かつ市街地の中で区市町村界を越えて連続して存在していることから、東京の緑の骨格となっている。また、崖線下には多くの湧水や動植物などの資源があり、都市化が進んだ東京において、崖線の緑は貴重な空間となっている。

介入点（レバレッジ・ポイント）

てこ（レバレッジ）になぞらえて小さな力で大きな効果を生み出す点のこと。IPBES は社会変革をもたらすために介入を行うべきポイントを提言している。介入点は社会変革を通じた生物多様性の回復だけでなく、SDGs の達成等、幅広い社会的課題の解決にとって重要である。

かいぼり

都市におけるかいぼりとは、公園池などで一時的に水を抜き、底土を露出させること。水位を下げて底土を空気にさらすことで、水質改善が期待されるとともに、ごみの回収、外来生物の駆除や水生植物の回復など、生物多様性に関する様々な対策を行うことができる。

外来種

過去、現在の分布域から、人為的に域外に導入されて、そこで野生化した動物・植物をはじめすべての生物種を外来種という。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある種のことを侵略的外来種という。

外来生物法

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の略称で、平成 17（2005）年 6 月に施行された。特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止

し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律。問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

かがんだんきゅう 河岸 段丘

河川の流域に細長く分布する階段状の地形。河川の流域が隆起すると、川はそれまでの河床の一部を削って流れ、旧河床は流路よりも一段高い平坦面として残される。隆起が何回か断続的に起こると、階段状の段丘地形が形成される。河岸段丘の表層にはかつての河床に広がっていた礫や砂が分布し、さらにその上に関東ローム層などが堆積している。

カーボンハーフ

温室効果ガス排出量を 50%削減すること。東京都は、2030 年までに温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）することを表明。

かりよくこうようじゅりんいき 夏 緑 広葉 樹林域

冬期に落葉する広葉樹より成る樹林の生育する地域（植生帯）。季節変化の大きい温帯地方の北部に見られ、東京ではケヤキ、クリ、コナラなどの落葉広葉樹から構成される。

かんせいていぼくりん 乾性 低木林

乾燥した気候に合わせて、小さく厚く葉の形を変えたり、海沿いの強風を避けるため、背が低くなるなどの進化をした固有の植物が生育する樹林。主に、小笠原諸島の父島や兄島に分布している。

関東ローム

関東ロームは、富士山や箱根山等から降り積もった火山灰などで形成されたローム（粘土、シルト、砂が混じりあった土壌物質）のこと。関東ローム層は、関東ロームが堆積した地層で、特異な団粒構造によるすき間があるため、透水性が大きい特徴も持ち、東京の台地、丘陵地などに広く分布している。

気候変動枠組条約

「気候変動に関する国際連合枠組条約」の略称。大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、平成 6（1994）年 3 月に発効された。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。

汽水域

河川水と海水が接触する、混合する部分で、淡水域と海域の推移帯である。塩分が0.5%から30%までの範囲の水域をいう。

グリーンインフラ

自然環境の持つ多様な機能を、人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

グリーンファイナンス

ESG金融のうち、特に温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギー事業への投資など、環境問題の解決に資する「E」への資金提供を指す。

クールアイランド効果

都市の中のまとまった緑地や水面は、水分の蒸発散による冷却効果があり、周辺の市街地よりも温度が低くなる「涼しい島（クールアイランド）」として都市のヒートアイランドを和らげる効果があることが知られている。

国連教育科学文化機関（UNESCO）

国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, UNESCO）は、昭和20（1945）年に採択された「国際連合教育科学文化機関憲章」（ユネスコ憲章）に基づいて設立された国連の専門機関。教育、科学、文化に関する国際協力を促進し、世界の平和と安全に貢献することを目的としている。

国連食糧農業機関（FAO）

国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization, FAO）は、昭和20（1945）年に設立された国連の専門機関。各国国民の栄養水準と生活水準の向上、食料及び農産物の生産及び流通の改善並びに農村住民の生活条件の改善を目的としている。

固有種

ある生物種の分布が特定の地域に限定される時、この種を固有種という。小笠原諸島など、大陸から離れた海洋島では、海による隔離のため固有種が多くなる。

昆明・モントリオール生物多様性枠組

令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオール市で開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第2部において採択された、愛知目標の後継となる新たな生物多様性に関する世界目標のこと。

さ行

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることからエネルギー安全保障にも寄与する。

里地里山

里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成される地域で、東京では主に多摩地域にみられる。

サプライチェーン

原材料としての資源が採取されてから、製品として最終消費者に届くまでの、生産、加工、流通等の供給プロセスのつながりのこと。国内の生産活動は、サプライチェーンを通じて国内外の環境に影響を与えている。環境負荷を削減し、自然資源を将来にわたって利用するためには、持続可能なサプライチェーンを構築する必要がある。

サーベイランス

疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画・実施・評価に必要なデータを系統的に収集・分析・解釈し、その結果を迅速にかつ定期的に還元するものであり、疾病の予防と制御に用いられる。

湿性高木林

主に、小笠原の母島の標高が高い雲霧帯に分布する高さ20mにも及ぶ樹林。シマホルトノキやアカテツなどによって構成されている。

ジビエ

狩猟により食材として得られたイノシシ、シカ、クマなどの野生鳥獣の肉のことをフランス語でジビエ（gibier）という。

種の保存法

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、平成5（1993）年4月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種

の保存に関する法律」(種の保存法)が施行された。種の保存法では、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めている。国内に生息・生育する希少野生生物については、環境省レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類)のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来しているものの中から、国内希少野生動物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施など保全のために必要な措置を講じている。

しゅんせつ

港湾・河川などの水底の堆積汚泥・土砂を取り除くこと。水質浄化・船舶の航行に必要な水深の確保などのために行われる。

照葉樹林

シイやカシなどの常緑広葉樹を優占種とする亜熱帯から暖温帯にかけて発達する樹林。

食料自給率

日本全体に供給された食料に占める日本で生産した食料の割合のこと。

基礎的な栄養価であるエネルギー(カロリー)に着目して、国民に供給される熱量(総供給熱量)に対する国内生産の割合を示す指標をカロリーベース食料自給率という。

経済的価値に着目して、国民に供給される食料の生産額(食料の国内消費仕向額)に対する国内生産の割合を示す指標を生産額ベース食料自給率という。

人獣共通感染症

人獣共通感染症とは、同一の病原体により、ヒトとヒト以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症のこと。

森林環境譲与税

市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

水源かん養機能

森林の水源かん養機能は、水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化といった機能からなり、雨水の川への流出量を平準化したり、あるいは、おいしい水を作り出すといった森林の働きのこと。

水産エコラベル

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベル

を表示する仕組み。代表的なものに MEL 認証や MSC 認証がある。

水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。例えば、使用済ペットボトルを原料として再びペットボトルを製造すること。

生息域外保全

自然の生息地の外で生きものを保護して、それらを増やすことにより絶滅を回避する方法。域外保全ともいう。

生物多様性基本法

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。平成 20(2008)年 5月に成立し、同年 6月に施行された。

生物多様性基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13の基本的施策など、国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示された。

また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。

生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。平成 7(1995)年に最初の生物多様性国家戦略を策定してから、これまでに 5度の見直しを行い、令和 5(2023)年 3月に生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定された。

生物多様性条約 (CBD)

生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity) は、1980 年代における世界規模の種の絶滅の進行や人類存続に欠かせない生物資源の損失等への危機感の高まりから、平成 4(1992)年に国連環境開発会議(地球サミット)に合わせて採択された条約。「生物多様性の保全」「その構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を目的としている。

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多

様性基本法では、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務が規定されている。

せいぶつもほう 生物模倣

バイオミメティクス (biomimetics) ともいう。生物の生産物や器官、機能などを模倣したり、そこからヒントを得てそれを人工的に設計して合成する技術のこと。

せきにんとうしげんそく 責任投資原則 (PRI)

ESG 要素が投資のパフォーマンスに影響を与えることを示し、投資に ESG 要素を組み込むことを推進する投資原則のこと。コフィー・アナン国連事務総長 (当時) の主導で、国連グローバル・コンパクト (UNGC) 及び国連環境計画 (UNEP) の金融イニシアティブが事務局となり、国際的な機関投資家のグループが策定して平成 18 (2006) 年に発足した。署名機関数は、発足年の 63 から、令和 4 (2022) 年末現在で 5,000 を超えるまでに拡大している。

せんじょうち 扇状地

川が山地から平野部に出るところを頂点として広がる扇形の地形のこと。川の流が急にゆるくなるために運搬力が衰え、砂や礫が堆積する。

た行

第6の大量絶滅時代

多くの生きものがほぼ同時期に滅ぶ「大量絶滅」は過去に 5 回あり、三葉虫や恐竜など多くの生きものが絶滅したとされ、その原因は火山爆発、隕石の衝突などによる環境変化と考えられている。これらの自然状態での絶滅は数万年-数十万年の時間がかかっているが、人間活動によって引き起こされている現在の絶滅は、過去とは桁違いの速さで進んでおり、「第6の大量絶滅時代」といわれている。

地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。国の第五次環境基本計画 (平成 30 (2018) 年) において、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏」が提唱された。

ちきゅう きぼ せいぶつたようせいがいまよう 地球規模生物多様性概況第5版 (GB05)

地球規模生物多様性概況第5版 (Global Biodiversity

Outlook 5, GB05) は、これまでの GBO、各国から提出された国別報告書及び IPBES アセスメント等の既存の生物多様性に關する研究成果やデータを分析し、生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の達成状況について分析した報告書。令和 4 (2022) 年 12 月に採択された昆明・モンテリオール生物多様性枠組の検討プロセスに対して科学的な情報を提供する基礎資料となった。

ちきんちしょう 地産地消

地産地消とは、地元で生産されたものを地元で消費すること。食の地産地消については、食料自給率の向上にもプラスの効果をもたらす、また、食料の輸入・輸送については、いわゆる「フード・マイレージ」の減少により、二酸化炭素排出量の削減など環境負荷を低減する効果がある。

チャート

二酸化ケイ素を主成分とする堆積岩のこと。海水中の二酸化ケイ素が沈殿したものや、ケイ藻、放散虫などの生物の殻が集合したものなどがある。日本の古生代の地層にはチャート層が多く、二酸化ケイ素放散虫の化石なども含まれている。装飾用石材などに利用され、古くは火打石としても利用されてきた。

テレカップリング

ある地域の消費活動と、離れた地域の自然環境との間に起こる相互作用のこと。例えば、日本国内で、輸入した農林水産物や、国外の自然資源を原料にした生産物を消費することは、国外の自然環境に影響を与えている。反対に、国外の自然環境が変化すれば、日本の消費活動にも影響がある。近年、貿易量の増加とサプライチェーンのグローバル化により、この相互作用は強まっている。

でんとうち ・ ちいきち 伝統知 ・ 地域知

伝統知は、世代を超えて受け継がれてきた伝統的な知識・知恵のこと。地域知は、地域に生きる人々が育んできた地域に特有の知識・知恵のこと。生物多様性条約や名古屋議定書は、伝統的な地域社会等と生物資源の密接な結びつきを認識し、伝統的な知識の利用から生じる利益の衡平な配分について定めている。地域社会等による地域の条件に合った管理の方法は生物多様性の保全と両立・貢献しているが、管理に伴う知識は失われつつあるとされている。

東京都エコ農産物 (東京都エコ農産物認証制度)

「東京都エコ農産物認証制度」は、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度のこと。この制度により認証された農産物が「東京都エコ農産物」として認証

マークが付き、直売所などで販売される。

東京の木 多摩産材

東京都内の多摩地域で生育し、その地区で生産された木材を「多摩産材」という。多摩地域の適正に管理された森林から生産されたことが「多摩産材認証協議会」によって産地証明されたものが「認証材」となる。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物。

土壌形成

土壌は岩石の風化物や生物の遺体などの有機物から成る。土壌は、母材となる岩石や生物の遺体が、気候、植物及び土壌生物、地形などの総合的影響を受けて形成される。土壌形成にはミミズ、トビムシ、ダニなどの土壌動物や細菌類、菌類、原生動物などの微生物の役割が大きい。

な行

ナショナル・トラスト

市民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って守るなどして、次の世代に残すという運動のこと。

ナラ枯れ

コナラやカシなどが枯れる樹木の病気であり、最近、東京でも増加して問題となっている。森林病害虫であるカシノナガキクイムシが幹に侵入し「ナラ菌」を増殖させることで、樹木が水を吸い上げる機能を阻害して枯死に至らしめる。

ネイチャーポジティブ

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年ミッションとして「2030年までに生物多様性の損失を止めて逆転させ、回復への軌道に乗せるために緊急の行動を取る」を掲げた。この考え方を「ネイチャーポジティブ」と呼ぶ。令和5

(2023)年に策定された新たな生物多様性国家戦略2023-2030においては、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を、目標として設定している。

は行

バイオフィリックデザイン (Biophilic Design)

バイオフィリックデザイン (Biophilic Design) とは、「人間には“自然とつながりたい”という本能的欲求がある」というバイオフィリア (biophilia) の概念を反映した空間デザインの手法のことをいう。この概念をオフィスなどに空間デザインとして反映することにより、「幸福度の向上」、「生産性の向上」、「創造性の向上」が期待できるとされている。

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念から転じた、木材、食品廃棄物、家畜排せつ物、下水汚泥など、生物由来の有機性資源 (化石資源を除く) のこと。化石資源が数億年かけて蓄積された有限の資源であるのに対して、バイオマスは、主に植物が光合成により生成する再生可能な資源であることから、人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させないという特性 (カーボンニュートラル) がある。よって、石油由来のエネルギー・製品をバイオマスで効果的に代替することでできれば、二酸化炭素排出を削減できる可能性がある。

ハプロタイプ

遺伝子の型の一つで、遺伝子の半数体 (どちらか片方の親から受け継いだ遺伝子) の塩基配列 (遺伝情報) のこと。地域集団の系統解析などに用いられ、遺伝子の多様性を保全するために重要な情報となる。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できる環境条件をそなえた地理的な最小単位のこと。ギリシア語の bios (生命、生物) と topos (場所、空間) とを語源とするドイツ語の合成語。日本では、環境復元で創造された生物空間を示す一般用語として用いられる場合が多く、学校ビオトープ・園庭ビオトープや地域の身近な環境を復元するための行政、市民などによるビオトープ創生が、全国的な広がりをみせている。

ヒートアイランド現象

都市部にできる局地的な高温域のこと。郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になることからこの名前がついている。

非認知能力

認知能力とは知的な力で、知識・技能、思考力等を含むが、非認知能力は、意欲・意志、自覚し見渡す力、人と協力する力等を含み、乳幼児期・学童期・思春期を通して育つ。自然の中での体験や自然環境を活用した教育は非認知能力を養うために効果的であり、また、認知と非認知は相互に関連し、支え合っていると考えられている。

貧酸素水塊

海底に沈んだ大量のプランクトンの死骸や汚泥中の有機物がバクテリアによって分解される際に酸素が消費されることで生じる酸欠状態の水の塊のこと。上層と下層で海水の循環が起りにくい夏期に発生する。

東京湾、とりわけ東京都内湾では、毎年、夏期において、貧酸素水塊が、広範囲・長期に形成され、水生生物の生育・生息を阻害する原因の一つとなっている。

富栄養化

湖沼や海域の水中の窒素やリン等の栄養塩類の濃度が増加し、水域の植物プランクトン等の生産活動が高くなる現象を指す。富栄養化が過度に進むとプランクトンが異常発生する赤潮などの原因となる。

フォッサマグナ

フォッサマグナとは、ラテン語で「大きな溝」を意味する。本州中央部をほぼ南北に横切る帯状の地帯で、火山活動が盛んである。西縁は糸魚川－静岡構造線、東側はほぼ関東山地までの幅があると考えられている。

フードバンク・フードドライブ

フードバンクとは、食品の品質には問題がないものの通常の販売が困難な食品を、NPO 等が食品メーカー等から引き取って、各福祉施設・団体・生活困窮者個人へ無償提供する活動又は団体のこと。

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、地域のフードバンクなどに寄付する活動のこと。

プラネタリー・バウンダリー

地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）とは、人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の一つとしてスウェーデンのストックホルム・レジリエンス・センター所長のロックス・トロムらにより提唱された。その研究成果によると、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環については、不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあり、また、気候変動と土

地利用変化については、リスクが増大する不確実性の領域に達していると指摘している。

プランテーション

主に熱帯や亜熱帯で、アブラヤシ、コーヒー、ゴム、綿花などの単一の特産的農産物を大量に生産する大農園のこと。

保安林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ま行

埋土種子

土壌中で発芽力を保ったまま休眠の状態にある種子のこと。土壌中で100年以上の寿命を保ち再び発芽する種子もある。現在は見られなくなった植物でも、古くから続く屋敷林などにはかつて生育していた植物の埋土種子が残っている場合がある。

武蔵野台地

北を荒川、入間川、南を多摩川に囲まれた地域に広がっている台地のこと。

や行

谷戸・谷戸田

谷戸とは、丘陵地の侵食により形成された谷状のゆるやかな地形をいう。人が適度に手をかけ維持してきた谷戸には、樹林、草地、湿地、ため池、水路等の多様な環境要素がモザイク状に配置され、豊かな生物相の生息・生育環境となっている。谷戸のなだらかな谷底には湧水による湿地が分布し、水田としてもよく利用され、谷戸田と呼ばれている。

ら行

ラムサール条約

ラムサール条約は昭和46(1971)年2月2日にイランのラムサールで開催された国際会議において採択された、湿地に関する条約である。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」というが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれている。

この条約では、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。

陸産貝類

カタツムリ類など陸域を主な生活空間とする貝類のこと。厚い殻や粘膜など乾燥を防ぐための機能や肺を持つことなど、貝類としては陸で生活するのに適応した形態をしている。移動能力が低く、乾燥などの環境変化に弱いため、海や乾燥地域を越えられず、地域的に隔離されて種分化が起こるものが多い。小笠原諸島では、外来種を除くと95種の陸産貝類が確認されており、そのうち88種が固有種である。

レインガーデン

アスファルトや屋根に降った雨水を一時的に貯留し、時間をかけて浸透させるための植栽空間のことで、**雨庭**とも呼ばれる。小規模な緑地を住宅の庭、広場、道路の植栽帯、建物の屋根等に数多く整備することで、豪雨時に雨水が一気に下水道に流れ込むことを防ぐ。また、生態系の創出・保全を通じて、都市における野生動物の回復やヒートアイランドの緩和、水質の向上、住民のコミュニティの場の提供等、様々な効果が確認されている。

レジリエント（レジリエンス）

自然災害や気候変動などに対して、社会的システムや生態的システムが回復する力を示す概念のこと。一般用語としては困難などに遭遇したときに回復する力を指し、心理学などの分野でも使われてきたが、近年になって防災・環境などの分野で使われるようになった。生態学的な意味では、自然生態系の復元力がある、弾力性があるなど、環境の安定性があることを指す。

レッドリスト

レッドリストとは、絶滅の危機のおそれがある野生動物の現状を、危険度を表すカテゴリー別に示した資料のこと。国際レベルでは、国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国レベルでは、環境省、都道府県レベルでは東京都をはじめ地方公共団体ごとに作成している。

わ行

ワーケーション

仕事（Work）と余暇（Vacation）を組み合わせた造語。テレワークを活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。

ワンヘルス・アプローチ

人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むという概念。人の健康は、家畜を含む動物の健康や健全な自然環境と一体（ワンヘルス）であり、感染症を減らし人の健康を守るためにも、自然環境の保全が一層重要である。

略称

30by30（サーティ・バイ・サーティ）

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。昆明・モンリオール生物多様性枠組の主要な目標として掲げられている。

CDP

CDPは、英国ロンドンに本部を置く国際NGOであり、年金基金等の機関投資家や大規模な顧客企業の代理人として、企業や自治体などに質問書を送付し、回答内容の開示及び格付けを実施する。

CSR（Corporate Social Responsibility）

企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動のこと。

EbA

気候変動に対する全体的な適応戦略の一部として、生物多様性や生態系サービスを活用することを「生態系を活用した適応策（Ecosystem-based Adaptation, EbA）」と呼ぶ。生態系を活用した適応策には、森林の育成による土砂災害防止、サンゴ礁の保全や海岸防災林の整備による台風や高潮などの被害の低減、樹木の蒸散や緑陰による暑熱の緩和などがある。

Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）

生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction, Eco-DRR）とは、自然災害に遭いやすい土地の利用や開発を避けることで、被災する可能性を低下させるとともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで災害に強い地域をつくるという考え方のこと。

ESG金融（ESG投資）

財務情報だけでなく、企業の環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する情報（非財務情報）を考慮した投融資を行うこと。投資家・金融機関が企業価値を中長期的に評価することができ、企業及び経済社会の持続的成長につながると期待されている。ESG金融のうち、ESGを考

慮した投資のことを ESG 投資と呼ぶ。

IPBES

IPBES とは、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services, IPBES）のことで、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、平成 24（2012）年 4 月に設立された政府間組織である。令和 3（2021）年 6 月現在、IPBES には 137 カ国が参加しており、報告書の作成には、世界各国の研究者が参加している。気候変動分野で同様の活動を進める IPCC の例から、生物多様性版 IPCC と呼ばれることもある。

IPCC

IPCC とは、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change, IPCC）のことで、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）により昭和 63（1988）年に設立された政府間機関である。報告書の作成には、世界各国の研究者数千名が参加している。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な見地から包括的な評価を政策決定者等に提供している。

IUCN

IUCN とは、国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）のこと。昭和 23（1948）年に設立され、国家、政府機関、国際及び国内非政府機関会員より構成されている。国連環境計画（UNEP）、国連教育科学文化機関（UNESCO）などの国連機関や世界自然保護基金（WWF）等の協力の下に、野生生物の保護、自然環境及び自然資源の保全に係る調査研究、途上地域への支援等を行っているほか、絶滅のおそれのある世界の野生生物を網羅したレッドリスト等を定期的に刊行している。

Nbs

（Nature-based Solutions, Nbs）とは、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方のこと。IUCN の定義では、「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、再生のため行動」とされている。気候変動や自然災害を含む社会課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の保全の両方に貢献するアプローチである。

OECM

（Other Effective area-based Conservation Measures, OECM）とは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が、結果として自然環境を守ることにも貢献している地域を指す。

SBTs for Nature

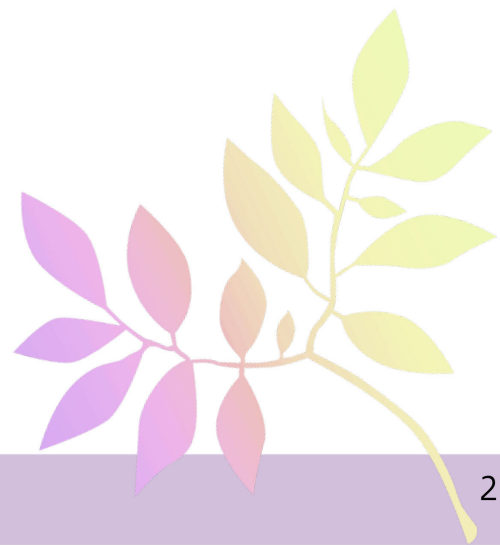
自然に焦点を置いた科学的根拠に基づいた目標設定（Science Based Targets for Nature, SBTs for Nature）とは、バリューチェーン上の水・生物多様性・土地・海洋が相互に関連するシステムに関して、企業等が地球の限界内で、社会の持続可能性目標に沿って行動できるようにする、利用可能な最善の科学に基づく、測定可能で行動可能な期限付きの目標。

SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals, SDGs）とは、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す世界目標のこと。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

TNFD

自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures, TNFD）は、自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された国際的組織である。TNFD は、気候関連の財務情報の開示に関するタスクフォース（Taskforce on Climate-related Financial Disclosures, TCFD）に続く枠組みとして、令和元（2019）年世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想され、資金の流れをネイチャーポジティブに移行させるという観点で、自然関連リスクに関する情報開示フレームワークを構築することを目指している。



写真・資料提供（五十音順、敬称略）

以下の方々から写真・資料を提供していただきました。お名前をあげて心より感謝の意を表します。

（個人）

内山香、大竹道茂、岡奈理子、粕谷和夫、片岡弘司、喜多英人、鈴木千聖、中島淳、永井啓介、永野裕、堀口行雄、八木愛、渡辺仁

（団体）

昭島市、浅間神社、伊豆大島ジオパーク推進委員会、青梅市、大田区、小笠原自然情報センター、株式会社グリーンワイズ、株式会社竹中工務店、株式会社フジクラ、環境省、気象庁、国際自然保護連合（IUCN）、国土交通省、国土交通省国土地理院、国分寺市、国立国会図書館、小平民話の会、甲武信ユネスコエコパーク推進協議会、自然環境研究センター、森林総合研究所、世田谷区、大丸有エリアマネジメント協会、東急不動産株式会社、東京都建設局、東京都公園協会、東京都港湾局、東京都産業労働局、東京都自然保護指導員（都レンジャー）、東京都水道局、東京都政策企画局、東京都総務局、東京都島しょ農林水産総合センター、東京都都市整備局、東京都農林水産振興財団、東京都立中央図書館、東京動物園協会、特定非営利活動法人 NPO birth、西東京市、日本工営株式会社、日本自然保護協会、日本野鳥の会、練馬区、農業土木歴史研究会、農林水産省、八王子市、三井住友海上火災保険株式会社、港区、森ビル株式会社、山階鳥類研究所、林野庁、UR 都市機構、WWF ジャパン

※本書に掲載された写真・図表・イラスト・文章等、内容の全ての著作権は東京都及びそれぞれの記事等提供者にあります。これらの情報は権利者に無断で転載・複写・複製することはできません。

令和5（2023）年4月

東京都生物多様性地域戦略

編集・発行

東京都環境局自然環境部計画課
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-3548
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都